

私立学校における 学校安全の推進について

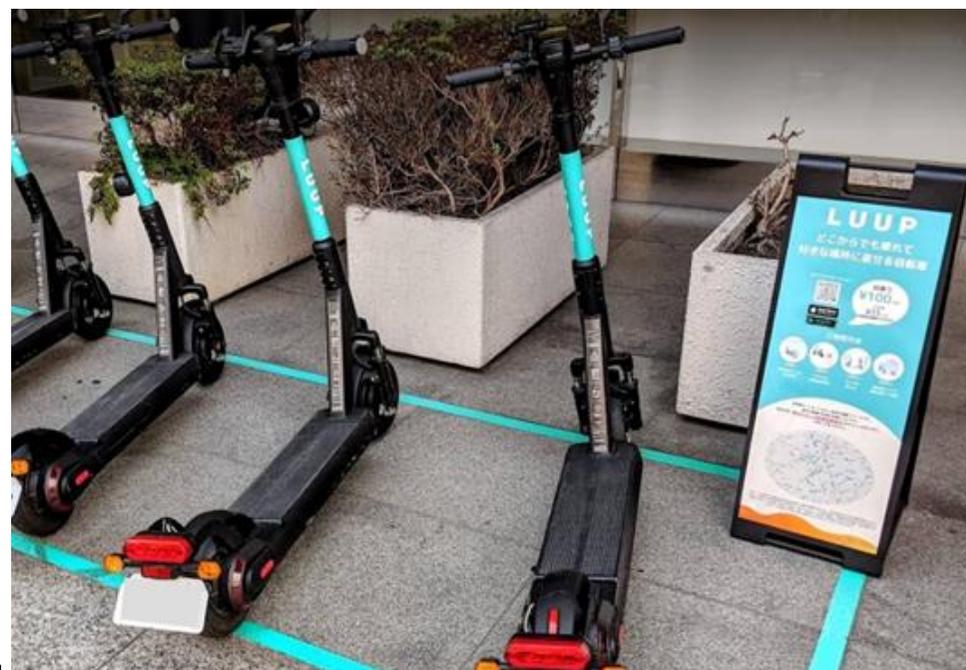
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日:公布日から1年以内の政令で定める日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日:公布日から2年以内の政令で定める日)→7月1日施行予定

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



(1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度:一般的な自転車利用者の速度 (時速20km以下)
- ・ 車体の大きさ:長さ190cm×幅60cm
※ 普通自転車相当

(2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限 (16歳未満の者は運転を禁止)、運転免許は不要
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、**原動機付自転車**に該当し、**原付以上の免許が必要**

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、着用は努力義務

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

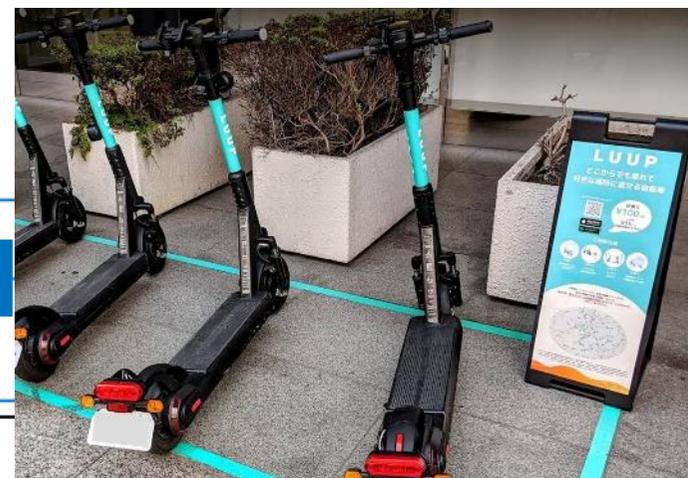
① 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

■ 道路交通法施行令の一部改正

- ▶ 特定小型原動機付自転車に従うべき信号は、軽車両又は自転車と同様とし、特例特定小型原動機付自転車に従うべき信号は、普通自転車（長さ190cm、幅60cmを超えないなどの基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの）と同様とする。【第2条第1項及び第4項関係】
- ▶ 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為を次のとおり定める。【第41条の3第1項関係】
 - ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤歩道徐行等義務違反、⑥路側帯進行方法違反、⑦遮断踏切立入り、⑧優先道路通行車妨害等、⑨交差点優先車妨害、⑩環状交差点通行車妨害等、⑪指定場所一時不停止等、⑫整備不良車両の運転、⑬酒気帯び運転等、⑭共同危険行為等、⑮安全運転義務違反、⑯携帯電話使用等、⑰妨害運転
- ※ 自転車を対象としていない違反行為である⑭及び⑯以外は、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為と同一又は類似のもの
- ▶ 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の標準について、自転車運転者講習と同額（講習1時間当たり物件費550円、人件費1,450円）とする。【第43条第1項関係】
- ▶ 特例特定小型原動機付自転車の歩道徐行等義務違反及び路側帯進行方法違反を反則行為の種類として追加し、その反則金の額を3,000円と定める。【別表第6関係】
- ▶ その他所要の規定を整備する。

■ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正

- ▶ いわゆる条ずれの規定の整理を行う。



学校安全教室の推進

令和5年度予算額(案) 35百万円
(前年度予算額) 35百万円



文部科学省

○安全教育上の課題

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

- 様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていない
- 児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達段階に応じた取組の推進が必要
- 地域・学校設置者・学校・教職員間において学校安全の取組内容や意識に差がある
- SNSに起因する犯罪、性犯罪・性暴力等現代的課題への対応も必要



教職員等の安全教育における指導力の向上等が必要



○都道府県等における教職員等への研修の実施等

※「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容を盛り込みつつ実施

・安全教育の指導者の養成

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

防犯教室講習会

- 不審者侵入時の対応など、学校における防犯対策
- 登下校時の危険と対処方法に関する指導
- 危険予測・回避能力等を育むための指導
- 学校における防犯対策 等



防災教室講習会

- ロールプレイングの導入、安全マップの作成方法
- 熱中症対策と感染症対策の両立
- 災害発生時の適切な判断(正常性バイアスを含む)と避難
- 学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成 等



交通安全教室講習会

- 登下校の安全確保のポイント、通学路合同点検のチェックポイント
- 被害者・加害者にならないための交通安全教育
- 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導方法
- 関係団体や外部講師による講習会 等



<リーフレット>
「たいせつないのちとあんぜん」

・現代的課題への対応

教職員等の研修・訓練の充実

- 教職員のための学校安全eラーニングの活用
- 様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- SNSに起因する犯罪や性犯罪等への対策
- ヒヤリハット事例の活用、子供の視点を加えた安全点検の手法の確立 等



・教職員等の安全対応能力の向上

事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

事故対応に関する講習会

- 事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること
- 第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること 等

心肺蘇生法実技講習会

- 蘇生法訓練用人体模型(シミュレーター)を用いた実技講習
- AEDを用いた実習を含む一次救命措置(BLS)の実技講習 等



○期待される成果

児童生徒等の障害や重度の負傷を伴う事故を減少させる



児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に付ける



児童生徒等の死亡事故の発生件数を限りなくゼロにする

学校安全の体系及び主な課題等

- 学校安全は、①児童生徒等が自ら安全に行動するとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成と、②児童生徒等の安全を確保するための体制整備により推進（「安全教育」と「安全管理」から構成）。
～学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 第2節学校安全の考え方 ポイントより抜粋(P.9)～
- 東日本大震災・熊本地震のような地震及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、学校内外における子供を脅かす事件など、様々な安全上の課題への対応が求められている。

学校安全の体系

- 学校保健安全法
- 第3次学校安全の推進に関する計画（閣議決定）
（令和4年度～令和8年度）

今年度「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」を実施

各学校

- **学校安全計画【作成義務】**
 - ✓ 学校の安全に関する取組（安全教育・安全管理）の年間計画
- **危機管理マニュアル【作成義務】**
 - ✓ 危険発生時に学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順

・各教科、総合学習、特別活動等における指導

・安全点検・訓練の実施、各種災害時の安全措置
・校内の協力体制・研修、家庭・地域社会との連携

- 学校の管理下で重大事故が発生した場合は、**学校事故対応に関する指針**に基づき、学校設置者等への報告・原因調査等を行う（死亡事故は国へ報告）

主な課題・取組

- **防犯・交通安全**
 - ✓ 通学路の安全確保に向け、「登下校見守り活動ハンドブック」を活用したスクールガード等による見守り活動の充実や、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化
- **防災**
 - ✓ 「学校防災マニュアル作成の手引き」や学校防災のための参考資料の作成・配布、防災等に関し教育手法の開発等を行うモデル事業の展開等
 - ✓ 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を活用した、学校における「危機管理マニュアル」等の見直しの促進
- **共通・その他**
 - ✓ 学校教育活動全体を通じた安全教育の充実
 - ✓ 専門家等アドバイザーの指導・助言を取り入れた学校安全推進の支援
 - ✓ 安全教育の指導者への研修実施の支援
 - ✓ 熱中症事故の防止

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
 - 学校安全の取組内容や意識の差
 - 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
- など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

文科省が主催する学校安全に関する研修

学校安全行政担当者連絡協議会（行政研）

（日程）6月上旬（参集形態）と9月下旬（オンライン）で実施
（会場）6月は国立オリンピック記念青少年総合センター（代々木）
（目的）安全教育等に関し、行政担当者への連絡・協議を行い、当該行政の円滑な推進を図る
（対象者）都道府県・政令市教育委員会の安全担当者（指導主事等）（約80人）

（プログラム（令和4年度））

- 6月 行政説明（担当事業・施策について）
第3次学校安全の推進に関する計画について
関係省庁からの情報提供
（施設部・JSC・警察庁・国土地理院・消防庁）
講義（調査官）・研究協議
- 9月 行政説明
（次年度事業・施策について）
道路交通法一部改正について
講義（調査官）
研究協議（ヒヤリハット事例）



学校安全指導者養成研修（主催：教職員支援機構）

（日程）8月（オンライン）と11月（リアルタイムオンライン）開催
（目的）学校安全に関する各地域での指導者の養成
（対象者）各都道府県教育委員会指導主事及び研修担当者等
教職員（校長、副校長、教頭、安全担当教諭等）（約320人）

※参加には都道府県教委の推薦が必要

（プログラム（令和4年度））

- 8月 学校安全の現状と課題、学校安全の考え方
発達の段階に応じた効果的な教育と組織活動
効果的な安全教育の進め方、危機管理体制の現状と課題
学校事故事例報告（不審者対応、救命措置、災害時対応）
地域の災害リスクを踏まえた危機管理の在り方
学校安全の組織的な推進体制
- 11月 学校安全の現状と課題、学校安全の考え方
発達段階に応じた効果的な教育と組織活動（3領域別）
効果的な安全教育の進め方、危機管理体制の現状と課題
学校事故事例報告（不審者対応、救命措置、災害時対応）
地域の災害リスクを踏まえた危機管理の在り方等

学校安全指導者研修会・学校安全総合支援事業全国成果発表会

【学校安全指導者研修会】（約150名）

（日程）1月26日
（会場）震災遺構門脇小学校、大川小学校他
（目的）被災地での研修を受講することで、各地域での安全教育に係る研修の質の向上を図る

（プログラム）

- 震災遺構での語り部講話、ワークショップ（振り返り）

【全国成果発表会】（約300名）

（日程）2月9日（オンラインによる開催予定）
（目的）実践発表会から学校安全の取組の全国的な普及を図る
（対象者）学校安全総合支援事業担当者及び受託地域関係者

（プログラム）※予定

- 実践発表（千葉県教委・高知県教委・山口県教委）
- 基調講演「学校事故防止（仮）」

全国学校保健・安全研究大会

（日程）毎年10～11月（1泊2日）
（会場）開催都道府県（令和4年度は岩手県）
（目的）学校保健・安全に関する諸課題について研究協議を行う
（対象者）教職員（保健主事、養護教諭、安全担当教諭等）
学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教育委員会学
校保健・安全担当者等（約1500人）

（プログラム（令和4年度））

- 1日目 学校保健及び学校安全表彰式
記念講演「災害などで傷ついた子供の回復支援と心の健康教育」
講師 兵庫県立大学 特任教授 富永良喜氏
- 2日目 課題別協議会（第8課題：学校事故防止対策、第9課題：教科等における安全教育、第10課題：関係機関等との連携による安全の体制整備）



- 文部科学省作成 学校安全参考資料一覧
- 文部科学省予算事業
- 都道府県・政令市教育委員会 作成資料一覧

学校安全に関する情報は「学校安全ポータルサイト」で検索！！



こちらのQRコードからサイトをご覧ください。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>

コンテンツ例

アラートによる情報伝達と学校における避難行動 (例)

教職員のための学校安全e-ラーニング

- 第3次学校安全の推進に関する計画 (令和4年3月25日閣議決定)
- 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査
- 研修会情報
- 登下校防犯プラン
- 学校事故対応に関する指針と学校管理下における重大事故事例
- 熱中症・水難事故防止関連情報

「危機管理マニュアル作成の手引」など学校安全資料

文部科学省作成資料・取組・事業

学校安全推進のための参考資料や、全国で実施している取組・モデル事業等を掲載。

- 全国での取組・モデル事業 (研修会情報)
- 学校安全参考資料
- 映像資料

文科省からのお知らせを毎月更新

今月のニュース

学校安全に関する全国での取組や、文部科学省からのお知らせなどを紹介。

- 令和4年9月号 職員日より
- バックナンバー

都道府県の研修会情報や文科省主催の研修会資料

表彰制度

内閣総理大臣表彰や文部科学大臣表彰、その他関係省庁が実施している学校安全コンクールを紹介。

- 安全功労者内閣総理大臣表彰
- 学校保健・安全文部科学大臣表彰
- その他表彰・コンクール情報 (他機関・団体主催)

研修会情報

防災教育、学校安全に関する公開授業・セミナーの開催情報を紹介。

- 学校安全指導者研修会
- 健康教育・食育行政担当者連絡協議会
- 全国学校保健・安全研究大会
- 都道府県・政令市主催 研修会・セミナー等

学校安全功労者の紹介

関連情報へのリンク - 関係省庁の学校安全に関する情報を紹介

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。